

# **これまでの議論の整理及び論点**

## **(基本手当及び基本手当に係る令和3年度末までの 暫定措置等)**

# 基本手当及び基本手当に係る令和3年度末までの暫定措置等について

## 現行の基本手当の概要

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者（以下「特定受給資格者」という。）などは、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、公共職業安定所で失業認定を行った上で基本手当が支給される。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則50～80%、所定給付日数は、特定受給資格者は90日～330日、特定受給資格者以外の者は原則90日～150日である。

## 令和3年度末までの暫定措置等の概要

### 雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充等（令和2年度影響額：120億円（推計値））

- 雇止め等により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充する。

※ 上記に該当する者は、特定受給資格者と同様、再就職手当を受給した後新たな受給資格を取得することなく再び離職した場合に、受給期間を一定期間延長する措置の対象にもなる。

### 地域延長給付（令和2年度実績：0.4億円）

- 雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた特定受給資格者などに対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

### コロナ特例延長給付（令和2年度実績：1,167億円）

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により離職した者に対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

※ 緊急事態宣言期間と離職日の状況に応じて、対象者を変更。

### 【令和3年度末までの暫定措置等について】

#### （1）基本手当及び暫定措置全体について

- 暫定措置は厳しい雇用情勢下で設けられたものなので、期限を定めて延長し、期限が来たらいったん終了して改めて必要な措置を検討するべきではないか。
- 仮に暫定措置を延長するとしても、延長期間を明確に定め、効果検証を行うべき。また、延長期間は1年程度の短期間とすることが適当。また、延長するのであれば、令和4年度以降国庫負担は本則に戻すべきではないか。
- 機能している暫定措置は引き続き実施していくべきであるし、利用が少なければ他の給付に統合することも考えられるのではないか。ただし、短期間の継続であると、すぐに期限が来てしまうことに留意が必要ではないか。
- 暫定措置の継続や終了を判断する際の考え方を明確にするべきではないか。
- 暫定措置や特例措置は利用率が高いものもあり、真に必要としている人には役立っているのではないか。一方で、雇用保険財政が厳しい状況にあり、財源確保策とセットで慎重に検討すべきではないか。
- 基本手当の水準については、基本手当受給者の再就職状況等の指標について大きな変化が見られないことから、見直しの必要性が乏しいのではないか。
- 基本手当については、暫定措置に限らず、自己都合離職者の給付制限の短縮やマルチジョブホルダーへの適用等の状況も含め、一体で効果検証を行うべきではないか。

#### （2）雇止め等により離職した者への所定給付日数の拡充等について

- 雇止めの方の再就職活動には長い時間がかかっていると思われる。コロナの影響は先が見通せず、当面は暫定措置を延長すべき。
- 暫定措置対象者の再就職状況が特定受給資格者よりもおおむね10%下回っていること、コロナからの経済の回復に相応の時間が必要と考えられることから、一定の延長はやむを得ない。

## これまでの意見のまとめ（続き・順不同）

### （3）地域延長給付について

- 実績は低いですが、特定地域の雇用悪化に備える必要性は変わらず、個別延長給付の激甚災害のケースと親和性が高いのではないか。暫定措置を整理して、個別延長給付に含めることも考えられるのではないか。

### （4）コロナ特例延長給付について

- 有効なセーフティネットとして機能していることから、国庫負担を原則に戻すことを大前提として、雇用情勢が回復するまで継続することはやむを得ないのではないか。ただし、継続する期間はきちんと定め、雇用保険部会で効果検証を行うなどの対応が必要ではないか。

## 雇用保険制度に係る論点について（案）

### 【基本手当及び令和3年度末までの暫定措置等について】

- 基本手当については、
  - ・ 受給者の再就職状況等の指標について大きな変化が見られないこと等から、現時点で見直しの必要性は乏しいのではないかと、
  - ・ 過去の制度改正等と併せて今後評価検証する必要があるのではないかと、との意見があったが、どう考えるか。
  
- 基本手当に係る以下の暫定措置等について、財源確保策とセットで検討するべきといった意見、現下の雇用情勢や支給の状況に鑑み一定の期間延長することはやむを得ないといった意見、類似の他制度に再整理することも考えられるのではないかとといった意見があった。

また、延長する場合には、1年程度の短期間とすることが適当といった意見があった一方で、短期間であるとすぐに期限が来てしまうことを懸念する意見もあった。

これらを踏まえ、また、現下の雇用情勢や暫定措置の効果及び終了した場合の影響等を踏まえ、それぞれの制度のあり方について、どう考えるか。

  - ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者に対する所定給付日数を拡充する措置
  - ② ①の同対象者に対する就業促進手当の支給を受けた場合の受給期間延長の措置
  - ③ 地域延長給付
  - ④ 雇用保険臨時特例法に基づくコロナ特例延長給付